十　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
十二　信託業法第八十五条の二第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定

（保険業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の保険業法施行令第四十四条の七及び第四十四条の九の規定の適用については、同令第四十四条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定」と、同令第四十四条の九中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第五十条中「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第二十三条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十条第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

第四十八条の次に次の三条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第四十九条　法第九十五条の六第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一　金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
二　次条各号に掲げる指定

（名称の使用制限の適用除外）

第五十条　法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
三　農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
四　水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定
五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
七　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
九　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
十　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
十一　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
十二　信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

（指定紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え）

第五十一条　法第九十五条の八第一項の規定により銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の農林中央金庫法施行令第四十九条及び第五十条の規定の適用については、同令第四十九条中「次に掲げる指定」とあるのは「次に掲げる指定及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第五十条中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

（信託業法施行令の一部改正）

第二十五条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十二条の四第一項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に、「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）」に、「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の二第十一項」に、「同条第三項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の二第十二項」に改める。

第十八条の二の次に次の三条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第十八条の三　法第八十五条の二第一項第二号及び第四号ニ、第八十五条の六並びに第八十五条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定
二　第十八条の五各号に掲げる指定

（異議を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合）

第十八条の四　法第八十五条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第十八条の五　法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
三　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の六第一項の規定による指定
四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の六第一項の規定による指定